

令和2年10月1日に

家畜改良増殖法が改正されました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するため、**関係規定が整備**されました。

特にご留意いただきたい事項



精液・受精卵生産事業者



家畜人工授精師・獣医師



畜産農家



家畜人工授精所

精液や受精卵（以下「精液等」）の保存・譲渡の制限



- ✓ **家畜人工授精所**（以下「授精所」）で保存されている精液等でなければ、有償・無償にかかわらず他人に譲渡できないことを明記しました（家畜人工授精所ではない農家で保存されているものは、自己所有の家畜にのみ使用が可能です）。
- ✓ 違法に譲渡された精液等については、都道府県知事が**回収及び廃棄を命ずる**ことがあります。

特定家畜人工授精用精液等※への表示・記録簿の作成と保存の義務化



- ✓ 精液・受精卵生産事業者は、特定家畜人工授精用精液等の**ストローに、種雄牛名等の表示を行うことが義務付け**られました。
- ✓ 家畜人工授精所は、特定家畜人工授精用精液等の**譲受・譲渡・廃棄・亡失**をした時の**記録簿への記録と、その記録簿の10年間の保存が義務付け**られました。

〔 ※ 特定家畜人工授精用精液等：黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種
及びそれらの交雑種の精液・受精卵 〕

授精所の運営状況の報告・変更届出等の義務化



- ✓ 授精所の**運営状況を毎年度道府県知事に報告することが義務付け**られました。
- ✓ 授精所の開設時等の**届出内容に変更があったときには、変更後30日以内に都道府県知事に届出を行うことが義務付け**られました。
- ✓ 授精所を**休止・廃止・再開するときには、その1か月前までに都道府県知事に届出を行うことが義務付け**られました。

これらの規制の実効性を担保するため、
違反した場合の罰則が引き上げられました。

ストローへの表示、記録・報告について（概要）

特定家畜人工授精用精液等への表示義務

（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	✓ 雄畜の名前または個体識別番号 ✓ 採取年月日
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号 ✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号 ✓ 受精卵の採取・検査年月日

受精卵証明書番号
でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

家畜人工授精所の管理番号：		受精卵についても同様の記録簿を作成。 （様式第24号その2）		記録後は10年間保存。			
家畜人工授精所の名称及び所在地：							
譲渡・譲受等 した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用 精液証明書番号	譲渡先又は譲受 元の家畜人工授 精所の開設許可 の有無	譲渡先又は譲受元 の家畜人工授精所 等の管理番号又は 氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等 の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。**1 有 2 無**
2の場合は具体的な相手方（自家利用の
畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。
1 譲渡 3 廃棄
2 譲受 4 亡失

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書												年 月 日提出		
都道府県知事 殿														
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。														
1 家畜人工授精所の管理番号： 2 家畜人工授精所の名称及び所在地： 3 家畜人工授精所の業務の別： 4 報告対象物： 5 前年12月31日時点の保存数量： 6 家畜人工授精所の状況														
毎年4月末までに 都道府県に報告。														
(単位：本)	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量														
譲受数量														
譲渡数量														
利用数量														
廃棄又は 亡失した数量														
月末時点の 保存数量														
備考	譲受・譲渡には、委託による 保存のための搬出入を含む。													

4には以下の番号を記入。
1 家畜人工授精用精液
2 家畜受精卵
両方の業務を行っている
場合は別個に報告。

3には以下の番号を記入。
1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来）
4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU））
5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
複数の業務を行っている場合は列挙。

お問い合わせ先

千葉県 農林水産部 畜産課 生産振興班

電話：043-223-2939 メール：chiku-sei3@mz.pref.chiba.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源

検索



農林水産省
ホームページ